○多賀町小規模農地獣害対策事業補助金交付要綱

（目的）

第１条　町長は、シカ、イノシシ、サル等の野生獣から農作物の栽培の場および高齢者等の生きがいを守るため、耕作地等における獣害防護柵の設置等に要する経費に対し、予算の範囲内で多賀町小規模農地獣害対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、多賀町補助金等交付規則（昭和 63 年多賀町規則第 12 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象者）

第２条　補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1)　町内に住所および居所を有する者

(2)　町内の耕作地等を所有し、または借り受けし、適切な管理が行える者

(3)　前２号に定める者のほか、町長が特に必要と認める者

（補助対象経費）

第３条　補助金の交付対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、町内の耕作地等における野生獣から農作物への被害を防止するために実施する事業に要する経費とし、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)　獣害防護柵の設置または修繕に要する経費（材料購入費を含む。）

(2)　獣害防護柵に類する効果が見込まれる機器の設置に要する経費

（補助金の交付額）

第４条　補助金の交付額は、前条に規定する対象経費に３分の２を乗じて得た額とする。

２　前項に規定する額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

３　第１項に規定する補助金の交付限度額は、次のとおりとする。

(1)　65 歳以上の者（以下「高齢者」という。）を含む世帯は、50,000 円とする。

(2)　前号に規定する以外の世帯は、25,000 円とする。

（補助金の交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者は、多賀町小規模農地獣害対策事業補助金交付申請書（別記様式第１号）に次の各号に掲げる必要書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1)　対象経費であることを証明する領収書または見積書の写し

(2)　獣害防護柵の設置または修繕を行う耕作地の施工前または施工後の写真

(3)　獣害防護柵の設置または修繕を行う耕作地の位置図

２　前項に規定する申請は、１世帯あたり同一年度に１回とする。

３　第１項に規定する申請は、１耕作地あたり１回とする。ただし、申請を行った日から３年を経過した場合は、再度申請を行うことができるものとする。

（実績報告）

第６条　規則第 12 条に規定する実績報告は、前条第１項に規定する領収書および施行後の写真の提出をもってなされたものとみなす。

（補助金の請求）

第７条　規則第 13 条の規定による確定通知を受けた者は、補助金の交付を受けようとする

ときは、多賀町小規模農地獣害対策事業補助金交付請求書（別記様式第２号）を町長に提出しなければならない。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

付　則

この要綱は、公布の日から施行する。